

# 移乗動作技術教育の変遷に関する研究

## 新カリキュラムにおける介護技術教育—その 1—

伊藤 健次

キーワード：移乗介助教育 新カリキュラム

### 1. はじめに

介護福祉士という国家資格は昭和 62 年に制定され、幾度かの制度改正を経て教育内容や養成時間数が変更されながら 23 年の年月を重ねてきた。数多くの介護福祉士が養成校で学び、実務経験者も国家試験によって資格取得に励んだ結果、介護福祉士資格登録者は増加し続け、厚生労働省の統計によれば、平成 21 年 9 月末で約 81 万 1 千人（養成施設卒業者約 25 万 5 千人、国家試験合格者約 55 万 6 千人）という介護の専門職が生まれている。平成 20 年から 21 年の一年間で約 8 万 2 千人（養成施設卒業者約 1 万 4 千人、国家試験合格者約 6 万 8 千人）の介護福祉士が新たに誕生し、しかも、高齢化の進行によって平成 29 年までに 40 万人から 60 万人の介護専門職の増員が必要、との試算（「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」平成 19 年 8 月 28 日厚生労働省告示第 289 号）がある。介護給付費の伸び率からの推計でも、今後 20 年で 100 万人以上の介護人材の新規需要がある（「介護労働の現状及び介護雇用管理改善等計画について」厚生労働省第 39 回雇用対策基本問題部会資料 平成 21 年 2 月 23 日）との試算もあり、介護の専門職に対しては今後も高い需要が見込まれる。

このように、社会的需要が今後も継続して高い見通しにあるにもかかわらず、介護を支える人材の養成と供給の面ははかばかしくない状況にある。各種メディアによって低賃金・重労働といっ

た、介護の偏った側面だけが、ある種のネガティブキャンペーンのように報道された影響もあって、これだけ介護福祉職の増員が必要だとされているにもかかわらず、介護福祉士養成校の定員充足率は低く、平成 21 年度は 55.1% の充足率にとどまり、募集を停止する養成校も出てきている。景気対策、雇用対策の施策によって、一時的に介護福祉士養成校への進学率や、介護現場への就労率や職場定着率が向上しているとの報告もあるが、介護の現場の根本的な状況が改善したわけではなく、景気対策、雇用対策が終了した後の見通しは明るいとは言いがたい。長期的な視点に立てば自立を支援する福祉職としての介護福祉士の専門性を高め、周知し、専門職としての報酬体系とキャリアパスを確立していくことは不可欠であると考ええる。

介護福祉士という職種の専門性の面から見ると、養成校の教員で形成されている介護福祉教育学会の平成 22 年度の学会テーマが「介護福祉士の専門性の確立を目指して」であることに象徴されるように、資格制度制定から 20 年以上を経ても確立しているとは言いがたい現状にある。資格要件の面から見ても、介護現場での介護を担う職種＝介護福祉士、とは言えないのが実情である。将来的には業として介護を行うには介護福祉士資格が必須となっていく流れにあるとしても、現状においては、「誰にでもできる」仕事であり、国家資格であるにもかかわらず専門性が確立してい

---

（所 属）

人間福祉学部福祉コミュニティ学科

るとは言いがたい。

そんな中で平成 21 年度の新カリキュラム導入により、介護福祉士の養成カリキュラムが大改定され、生活支援技術の教授時間は大幅に増加し、自立支援を目的とした生活援助が強調されている。介護福祉士をめぐる状況は、量の確保だけでなく、質の面でも大きな転換期を迎えているといえる。従来の入浴・排泄・食事を柱とした狭い介護観から、生活を包括的に支え、自立を支援する介護への変貌を遂げようとしている。そこで本稿では、自立支援のスタートとなる、移乗介助動作の教育に着目し、A 社の新旧介護福祉士養成テキストの比較を通じて、新旧両カリキュラムにおける移乗介助の教授内容の変遷を概観する。

## 2. 研究内容

### 2-1. 研究方法

#### 2-1-1. 新カリキュラムにおける教育内容の変更

新カリキュラムにおける教育内容の変更について「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」の通知（厚生労働省 平成 20 年 4 月）の内容を分析し、変更内容のポイントを抽出する。

#### 2-1-2. 新旧テキストの比較

A 社の新旧両カリキュラム介護福祉士養成テキストを比較し、移乗介助の教授内容及び教授方法についての比較を行う。

## 3. 結果

### 3-1-1. 新カリキュラムにおける教育内容の変更点について

厚生労働省はカリキュラム改正の趣旨を「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて I - ③カリキュラム改正の趣旨」において以下のように説明している。

- ①介護福祉士制度創設後 20 年間の教育を踏まえ、現行の教育内容を「介護」の枠組みの中で統合再編することを基本とし、介護ニーズの変化を踏まえて介護実践に資する教育内容となるよう充実・強化する。

- ②したがって、従来の科目のもとに学習されてきた教育内容も新しいカリキュラムの中に含まれるものである。

- ③教育内容についての国の基準は、基本となる教育内容を示したものであり、養成施設の教育方針や特徴に応じて弾力的運営が図れるよう配慮する。

これらの考え方に基づき、教育に関連する基準についての見直しが行われた。主な見直し点及びカリキュラム内容と時間数を下記の表 1 から表 5 にまとめた。

表 1 教室等に係る基準の見直し点

| 項目           | 変更点                                                                    |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 設備に係る基準      | 特別浴槽の必置規制を廃止                                                           |
| 教室に係る基準      | 介護実習室、入浴実習室及び調理設備を有する家政実習室は、教育に支障を生じるおそれがない限り、それぞれを専用の室として有しなくても差し支えない |
| 蔵書等に係る基準     | 図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう、必要な機器の整備を義務付け                           |
| 教育用機械器具に係る基準 | 移動用リフトの追加、スライディングシート・マットの追加、視聴覚機材の導入                                   |

表 2 教員に係る基準の変更点（追加された点）

| 項目             | 変更点                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 専任教員の資格に係る基準   | 教員基準の厳格化と条件追加<br>・当該領域において 5 年以上の実務経験を有し、介護教員講習会を終了していること              |
| 教務主任者の基準に係る基準  | 基準の厳格化と条件追加<br>・介護福祉士養成施設等における専任教員として 3 年以上の教歴を有すること、介護教員講習会を終了していること  |
| 専任教員以外の教員に係る基準 | 現場職員が教員として活躍できるよう、基準を弾力化<br>・教授する内容について相当の学識経験を有する者又は時実践的な能力を有する者であること |
| 介護教員講習会の見直し    | 専任教員であって教務に関する主任者となるものは原則として介護教員講習会の終了が必須に                             |

表 3 教育内容の見直し点

| 項目            | 変更点                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 教育体系の再編       | 「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」の 3 領域に再構成                                          |
| 新カリキュラムの基準の提示 | ①「資格取得時の介護福祉士養成の目標」<br>② 3 領域それぞれの教育目的<br>③各教育内容ごとの「教育のねらい」「教育に含むべき事項」の基準提示 |

|               |                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 教育時間数         | 1650 時間から 1800 時間への最低時間数の増加                                                 |
| 教育内容ごとの科目編成裁量 | 各養成校等は教育内容ごとに、その裁量で科目編成を行うことが出来るが、「教育に含むべき事項」の項目がここの科目のシラバスに記載されていることが条件となる |

表 4 各領域の内容

| 領域名         | 教育内容と目的                                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 人間と社会       | 介護実践の基盤となる教養と倫理的態度の涵養する                                                            |
| こころとからだのしくみ | 他職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠を学ぶ                                                            |
| 介護          | 尊厳の保持と自立支援の考え方を踏まえて生活を支えることを学ぶ                                                     |
| 3 領域の関係性    | 「介護」に必要な周辺知識を「人間と社会」「こころとからだのしくみ」で学び、「その人らしい生活」を支えるために必要な介護福祉士としての専門的技術・知識を「介護」で学ぶ |

表 5 カリキュラムの教育内容と時間数

| 領域          | 教育内容                  | 時間数   |
|-------------|-----------------------|-------|
| 人間と社会       | 人間の尊厳と自立              | 30 以上 |
|             | 人間関係とコミュニケーション        | 30 以上 |
|             | 社会の理解                 | 60 以上 |
|             | 上記科目のほか、人間と社会に関する選択科目 |       |
|             | 小計                    | 240   |
| 介護          | 介護の基本                 | 180   |
|             | コミュニケーション技術           | 60    |
|             | 生活支援技術                | 300   |
|             | 介護過程                  | 150   |
|             | 介護総合演習                | 120   |
|             | 介護実習                  | 450   |
|             | 小計                    | 1260  |
| こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解              | 60    |
|             | 認知症の理解                | 60    |
|             | 障害の理解                 | 60    |
|             | こころとからだのしくみ           | 120   |
|             | 小計                    | 300   |
| 合計          |                       | 1800  |

### 3-1-2 A 社の新旧両カリキュラム介護福祉士養成テキストの比較結果

表 6 A 社の新旧両カリキュラムテキストの諸元

| 書籍名               | 新旧 | 初版発行年      | 冊数 | 総ページ数 | 総項目数      |
|-------------------|----|------------|----|-------|-----------|
| 新・介護福祉士養成講座生活支援技術 | 新  | 2009 年 2 月 | 3  | 914 頁 | 17 章 54 節 |
| 新版介護福祉士養成講座介護技術   | 旧  | 2006 年 1 月 | 2  | 322 頁 | 14 章 46 節 |

比較に使用したのは A 社のテキストであり、初版の発行年には約 3 年の時間差がある。介護技術分野にかかわる冊数および総ページ数の間になりの開きが見られるが、記述内容以外にも新カリキュラムにおける生活支援技術は旧カリキュラムにおける障害形態別介護技術を含めていること、などテキストの構成そのものも影響していると考えられる。

表 7 移乗介助に関連する部分の比較

| カリキュラム         | 新                | 旧                     |
|----------------|------------------|-----------------------|
| 版（年月）          | 初版<br>2009 年 2 月 | 初版第 3 刷<br>2008 年 2 月 |
| 掲載巻・ページ        | 生活支援技術Ⅱ<br>第 3 章 | 介護技術Ⅰ<br>第 5 章        |
| 移乗・移動に関する項目数   | 8                | 17                    |
| 移乗・移動に関するページ数  | 95               | 50                    |
| 取り上げられている方法    |                  |                       |
| 立ち上がり介助        | 3 数類             | 1 種類                  |
| 移乗介助           | 6 種類             | 4 種類                  |
| トランスファーボードの使用法 | 記載無              | 記載無                   |
| 移乗用リフトの使用法     | 記載無              | 記載無                   |

今回比較を行ったのは旧カリキュラムにおける初版第 3 刷と、新カリキュラムにおける初版であり、その発行年の差はわずか 1 年である。移乗介助部分の執筆者は全員入れ替わっているが、この一年の間に移乗介助における劇的なイノベーションが生じたとは考えにくく、ここで生じている変化は新カリキュラムの教育内容に起因していることが推測される。新カリキュラム版における移乗・移動のページ数は、旧カリキュラム版の 2 倍近いページ数を割いている。また、紹介されている介助方法の種類も、新カリキュラムの方が多くなっている。一方で、トランスファーボードや移乗用リフトによる介助方法は、両テキストともに記載しておらず、移乗介助においては人の手による介助方法のみが紹介されている。

両者には共通する項目も多いが、テキストの構成や移乗介助というものの基本的な考え方から、両者の違いを読み取ることができる。大きな相違点としては旧カリキュラム版で取り上げられる介助が「出来ないことへの援助」というニュアンスであるのに対して新カリキュラム版では自立を目指し、できる可能性を伸ばしていく発想である点である。新カリキュラム版の「はじめに」では、



介護技術の意義や目的の理解に重点が置かれ、現場での応用が行える工夫を織り込み、汎用性のある介護技術を提案している、と述べている。テキストの構成においては、旧カリキュラム版では「介護の原則」という、介助者側の視点から始まっているのに対し、新カリキュラム版では利用者にとっての移動の意義と目的から始まり、視点が利用者側に置かれ、自立支援という理念をはっきりと表している。対象者のアセスメントについても、旧カリキュラム版ではアセスメントの対象は利用者の身体的機能と構造であるが、新カリキュラム版では物的環境、心理的環境、人的・社会的環境の3つを対象となっており、アセスメント対象が大幅に拡大している。また、介助技術の基本的視点についても、旧カリキュラム版が、「自然な動きを阻害することなく活用する」とのべ、新カリキュラム版では「自然なはたらきを助けるために運動力学を応用しながら介助する」としているように、自立支援の捉えかたについては大きく異なっている、

しかし一方で、介助技術の解説部分に入ると、両者の記述の差は少なくなり、ボディメカニクスに代表される「介助者側」の体の動かし方に関する記述が多くなってくる。テキストの構成として共通しているのは、両テキストとも最初に記載されるのが、体位変換というベッド上の姿勢変換に関する技術であり、最後に記載されるのが歩行介助であるということである。テキストどおりに学んだ場合、学習者はまず、ベッドに臥床している重度要介助者の「動かし方」から学習をはじめ、だんだんと歩行可能な軽度者への援助法へと移行していく構成となっている。また、両テキストともに「はじめに」において、介護福祉分野が未だ未確立であるとし、介護技術の体系化の必要性についてのべている。

#### 4. 考察

新カリキュラムにおいては個別ケアや自立支援、尊厳を支援する介護が重視されるようになり、介護の提供方法が変化してきていることへの対応が盛り込まれた。総合的には設置基準の弾力

化と、実際の養成現場における施設・設備等の利用状況を踏まえた見直しが行われた点が特徴的といえる。カリキュラム編成としては理論と実践の融合を意図して、従来の「介護技術」と「形態別介護技術」および従来の家政学系科目を統合し、「生活支援技術」としたこと、「介護過程」「コミュニケーション技術」「認知症の理解」の項目が新設されたこと、総時間数が150時間増加したこと、が大きなポイントといえる。教育内容からみれば、従来の1650時間からの150時間の増加はほぼ「介護過程」の追加によるものであり、他の内容は整理統合され、重要項目として認知症への対応とコミュニケーション技術が項目を新設することで強調されたと考えられる。

移乗介助に関していえば、設置基準においては新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めることが企図され、移乗介助に必要な機材として、移動用リフト、スライディングシート・マット・ボードが必ず備えておくべき備品に追加された。また、視聴覚機材の活用も新たに盛り込まれた。これらは従来型の移乗介助技法だけでなく、立位を経ない水平移動型の介助の教育や、リフトを用いた移乗などが念頭に置かれていることを裏付けている。

しかし、教育に用いられるテキストにおいては、移動用リフト、スライディングシート・マット・ボードを用いた介助方法は説明されておらず、従来よりも解説されている介助方法の数は増加して入るものの、取り上げられている方法そのものに大きな変化はなく、どのような原理でその介助技術が成り立っているか、という解説は不十分である。両テキストとも体位変換という重度要介助者の「動かし方」から始まり、自立度の高い歩行介助で終わる構成となっている。これは、移乗・移動介助の対象を重度要介助者中心に捉えていることの反映と考えられる。自立支援の観点に立つのであれば「最も自立した状態」は自力歩行であり、できるかぎり自立歩行を目指す介助が求められることになる。しかし最初に「相手を動かす」ことから学習に入ってしまうと、介助とは相手を動かすことだ、というイメージが固定化されかねな

い危険をはらんでいる。つまり、移乗介助の理念・目的という面では自立支援の理念は教育に取り込まれたものの、具体的な介助方法の教育についてはテキストの構成や記載内容の充実が遅れている状況であり、自立を支援する介助を教育手法の開発が必要であるといえる。

#### 参考文献

1. [省令] 社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則  
(昭和 62 年厚生省令第 50 号)
2. [局長通知] 「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和 63 年 1 月 14 日社庶第 3 号、厚生省社会局長通知)
3. [課長通知] 「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」  
(平成 3 年 3 月 27 日社庶第 82 号、厚生省社会局庶務課長通知)
4. 介護福祉士養成講座編集委員会. 新・介護福祉士養成講座〈7〉  
生活支援技術Ⅱ. 中央法規出版, 2009. 初版
5. 福祉士養成講座編集委員会. 新版 介護福祉士養成講座〈12〉介護技術Ⅰ.  
中央法規出版, 2008. 初版第 3 刷

## A Study on transition of transfer skills education

### — Nursing care skills education in new curriculum —

ITO Kenji

Faculty of Human and Social Services

Department of Social Work and Community Services

Key words : transfer skills education    new curriculum

